

会議録

- 1 会議の名称 令和5年度第2回社会教育委員会議
- 2 開催日時 令和5年7月27日(木)午後7時～8時00分
- 3 開催場所 熊取ふれあいセンター 健康づくり室
- 4 議 題 案件1 社会教育施設の使用料等について
案件2 その他
- 5 公開・非公開の別 全部公開
- 6 傍聴者数 0人
- 7 審議等の概要

○案件1について

・社会教育施設の使用料等について、各施設料金体系や減免についての説明を行った。

【委員からの主な意見と質疑】

委員：施設を広く一般利用とあるが、まちづくり活動も含むか

⇒事務局：まちづくり活動は要綱に明記されており、公共的、社会的に広く使われること。

例えば図書館でピアノの練習のためにホールを使用したいなどは一般利用となる。

委員：それぞれの施設は法に基づく独自性、固有性があるが、社会教育施設の整合性、平準化を行うということが必要か。

⇒事務局：図書館は会議室とホールの使用率の現状が、41.6%である。使用の範囲をまちづくり活動、図書活動と限定してきたが、まちづくり活動の内容は判断に迷う。また、活動場所が少ないという声も聞くようになり、使用していない時間帯を貸し出す。

委員：他の施設でもピアノはあるが、なぜ図書館を使用したいのか。

受益者負担の適正化とあるが、受益者とは何なのか。周りを豊かにする活動をしている。受益者というのは冷たい言い方。無料がいいとは思っていない。使う人は払うと思うが、文化

活動はそうではないものもある。

議長：前回の会議でも受益者の議論はあり、使用料の積算根拠は示されていた。行財政改革で受益者負担と言われるようになった。昔は、社会教育は、町や人、地域が豊かになり、地域等に還元されるといわれていた。今は、自分が好きなことをするんだからお金を払うのは当たり前という人が増えた。

⇒事務局：本町では、4年に1度使用料、手数料等の見直しを全庁的に行っている。令和3年度見直し予定であったが、公民館等整備工事があり社会教育施設全体で先送りし、公民館、文化ホールの使用料や減免規定を設定する必要があるため、本年に併せて見直した。教育子どもセンターは社会教育法に基づくものではないが、分館の代替え施設という役割と文振連が多く使用していることから同タイミングとした。

積算根拠は、人件費や維持管理経費などのコスト計算を行っている。

委員：利用料等の徴収事務や歳入見込みのシミュレーションは。無料の場合でも許可申請等を行っている。金銭の受け取りや還付事務は増える。歳入の見込みはどうか。

⇒事務局：全体的な見込みとしては今より少ないが減免規定を適用した場合、5割減免になる分は増加する。

委員：使用料金を安くしているので喜ばれると思う。

事務局：附則は令和6年4月1日施行

委員：使用料の負担が活動の足かせにならないように。公立図書館で他に誇れる施設である。

案件2「その他」

事務局：次回の第3回社会教育委員会会議は年度末開催予定。

公民館整備工事の進捗状況は、文化ホールについては、基礎工事が完了し、8月からコンクリート流していく。公民館についてはエレベーター棟ができ、内装に取り掛かっている。

委員：工事は予定どおりか。公民館が完成したら、先行して駐車場だけでも開けられないか。

⇒事務局：工事の進捗は順調。公民館裏に14台分の駐車マスを先行開放した。

委員：開館後のイベントは進んでいるか。

⇒事務局：4月からのホールの予約を開始した。令和6年3月から開館式典や柿落とし公演を実施する。

8 会議の情報

名称	社会教育委員会会議
根拠法令等	社会教育委員会会議運営規則

設置期間	昭和57年4月1日～
所轄事項	教育委員会の社会教育に関する諮問に応じ、これに対して意見を述べること。
委員数	9人

9 担当課

生涯学習推進課